平成２９年（フ）第３６８号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目１番13―403号　グリーンタウン松ヶ丘
債務者　本橋　裕樹
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２９年（フ）第３８０号
埼玉県川越市豊田町１丁目２番地９
債務者　飯田理恵子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２９年（フ）第６１号
千葉県山武郡芝山町新井田253番地75
債務者　柚山　由樹
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２９年（フ）第２９号
京都府綾部市岡町舘ノ内21番地　トーク21・103号
債務者　岸本　具規
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係
平成２９年（フ）第６７６号
東京都武蔵村山市中原２丁目８番地の８ハイム荒畑201号
債務者　関谷　和男
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月５日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２９年（フ）第６７０号
東京都東村山市栄町１丁目27番地５コーポさかえ201
債務者　阿部　祐二
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２９年（フ）第３０９号
静岡市葵区羽鳥５丁目25番46―305号、旧住所埼玉県吉川市大字加藤715番地３
債務者　白須　智弘
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部
平成２９年（フ）第２８５号
栃木県矢板市上町３番３号
債務者　阿見和加子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２９年（フ）第３００号
栃木県那須烏山市宇井302番地
債務者　鈴木美智夫
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２９年（フ）第５１号
栃木県佐野市高橋町678番地
債務者　相良　佑佳（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部
平成２９年（フ）第５２号
栃木県足利市千歳町11番地１　メゾン一番館202、前住所栃木県足利市利保町１丁目23番地６　マイタウン１―101
債務者　塚越　啓介
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部
平成２９年（フ）第５７７号
東京都稲城市押立1720番地の３栄コーポ105号室
債務者　末森　正子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２９年（フ）第１５７４号
横浜市都筑区荏田南２丁目17番11―203号
債務者　阿久津正勝
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２９年（フ）第１５７５号
横浜市都筑区南山田町4216番地の４
債務者　武田三津子
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２９年（フ）第１５７６号
横浜市栄区飯島町521番地４　Ｅ―303号室
債務者　村山　正行
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２９年（フ）第１５９７号
神奈川県大和市南林間７丁目13番４―407号
債務者　高橋　健司
1　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部